

愛知県水素運搬設備整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県水素運搬設備整備費補助金（以下「補助金」という。）は、水素ステーションにおける水素運搬設備の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において企業等に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、水素をエネルギーとして利用する水素社会の実現に資するため、本県が行う水素運搬設備の整備に要する経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「水素運搬設備」とは、愛知県内の水素ステーションを基点に水素を輸配送するための設備であり、水素を運搬する機能と一体の車両をいう。

(補助金の要件)

第4条 補助金の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新規整備であること。
- (2) 県内に使用の本拠の位置を置くものであること。
- (3) 県内の水素ステーションへの水素の輸送または県内の水素ステーションからの水素の配送若しくは申請者の事業所内での利用であること。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者は、前条の要件に該当する設備について整備する事業者（国、地方自治法に基づく地方公共団体は除く。）とする。ただし、愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないことを要する。

(補助金の補助対象経費及び交付額)

第6条 水素運搬設備の整備に要する経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金を交付するものとする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

- 2 前項に定める補助対象経費は、水素運搬設備の整備に要する経費（設計費、工事費、設備費）とする。
- 3 補助金の補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。
- 4 補助金の額は、別表1の補助率で算定された額と補助上限額のいずれか低い額とす

る。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(認定の申請)

第7条 補助金の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、認定申請書（様式第1）を知事に提出しなければならない。

2 申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

(1) 申請は、1設備毎に行われていること。

(2) 別表2に定める書類が添付されていること。

(3) 国及び県等の他の補助金を重複して申請していないこと。

3 認定申請者は、第8条第1項の規定による認定決定の通知を受ける前に補助金に係る事業に着手する場合は、事前着手届出書（様式第2）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の認定と通知)

第8条 知事は、前条第1項の認定申請書を受け付けたときは、当該申請書類の内容が補助事業に合致するか確認する。

2 知事は、補助事業に認定することが適当であると認めるときは、補助事業として認定し、速やかに認定申請者に認定通知書（様式第3）を送付するものとする。この場合において知事は、適正な認定を行うため必要があると認めるときは、当該認定に必要な条件を付することができるものとする。

3 知事は、補助事業に認定することが適当でないと認めるときは、理由を付してその旨を認定申請者に通知するものとする。

(認定事業内容の変更等)

第9条 認定申請者は、補助金の交付を受けるまでの間に、補助事業の内容について変更（軽微な事項を除く。）が生じるときは、あらかじめ事業認定変更届出書（様式第4）を知事に提出しなければならない。

2 認定申請者は、補助事業を中止又は廃止するときは、速やかに事業認定中止・廃止届出書（様式第5）を知事に提出しなければならない。

(認定の取消)

第10条 知事は、認定申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 認定申請者が法令、規則、本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合。

(2) 認定申請者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(3) 第5条に規定する補助金の交付対象者ではないことが判明した場合。

(4) 補助対象事業の計画に著しい変更があった場合。

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が補助事業に認定することが不適当であると認

めた場合。

(地位承継)

第 11 条 合併、分割、相続その他の理由により、認定対象者の地位を承継した者は、速やかにその事実を証する書面を添えて事業認定承継申請書（様式第 6）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、第 1 項の承認をする場合において、事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第 12 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、交付申請書兼請求書（様式第 7）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

(1) 第 8 条第 2 項の規定により補助事業の認定を受けていること。

(2) 別表 3 に定める書類が添付されていること。

(3) 消費税及び地方消費税を除いていること。

(4) 国及び県等の他の補助金を重複して申請していないこと。

(5) 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事などを含む。）がある場合、利益などを排除して交付申請をすること。ただし、一般の競争の結果最低価格であった場合、申請時において利益などの金額で明らかでないものについてはこの限りではない。

(6) 補助対象経費の支払いが手形によるものではないこと。

(補助金の交付決定と通知)

第 13 条 知事は、前条第 1 項の交付申請書兼請求書を受け付けたときは、当該申請書類の内容が補助事業に合致するか確認する。

2 知事は、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに額の確定を行い、速やかに交付申請者に交付決定通知書（様式第 8）を送付するものとする。

3 知事は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、理由を付してその旨交付申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第 14 条 前条第 2 項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付決定内容に不服があり、当該申請の取り下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 10 日以内に、交付申請取下げ届出書（様式第 9）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 15 条 知事は、第 13 条第 2 項により交付を決定した交付金を遅延なく交付申請者に交付する。

2 前項の申請者への補助金の交付は、交付申請者が交付申請書兼請求書に記載する補助金の支払先に対する振り込みにより行うものとする。

(交付決定の取消等)

第 16 条 知事は、次の各号に該当すると認められる場合には、第 13 条第 2 項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

(1) 交付申請者が法令、規則、本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合。

(2) 交付申請者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(3) 第 5 条に規定する補助金の交付対象者ではないことが判明した場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 第 1 項の規定は、補助金の交付があった後においても適用する。

3 知事は、第 1 項に基づく取消しをしたときには、交付決定取消通知書（様式第 10）により、速やかに交付申請者に通知するものとする。

4 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して返還命令書（様式第 11）により当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。この場合において、交付申請者は、規則第 18 条の規定の例により加算金及び遅延利息を県に納付しなければならない。

(取得財産の管理等)

第 17 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第 12）を備え、管理しなければならない。

3 知事は補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第 12）の開示を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第 18 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 補助金の交付を受けた者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、

又は担保に供することをいう。) しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第13)を知事に提出し、財産処分承認結果通知書(様式第14)により承認を受けなければならない。

- 3 知事は、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることができるものとする。
- 4 前項の納付については、第16条第4項の規定を準用する。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助金の交付を受けた者が得た収入については、第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第19条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を取得財産等の処分制限が終了した日の属する会計年度末、又は補助事業の廃止の承認があった場合にはその日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(実績報告)

第20条 規則第13条に定める実績報告は、第12条に定める交付申請にもって代えるものとする。

(補助事業の完了後の報告義務)

第21条 補助金の交付を受けた者は、補助事業年度の翌年度から5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業で整備した水素運搬設備の運用に係る過去1年間の状況について、運用状況報告書(様式第15)を知事に提出しなければならない。

(知事による調査)

- 第22条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、申請者に対して調査等を行うことができる。
- 2 申請者は、知事が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
 - 3 第1項に規定する調査等は第15条第2項に定める補助金の振込みの終了後であってもこれを適用できるものとする。

(知事によるデータ等の提供要請)

第23条 知事は水素運搬設備の普及促進を図るため、必要な範囲において交付申請者及び補助金の交付を受けた者等に対して水素運搬設備等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

- 2 申請者及び補助金の交付を受けた者等は、知事が必要な範囲内においてデータ等の

提供を要請した場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(個人情報保護)

第 24 条 知事は、本事業を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

2 知事は、本事業の実施にあたって第 7 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の申請に関する一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、第三者に漏洩し又は第 2 条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(雑則)

第 25 条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

〔別表1〕 補助率及び補助上限額について

補助金の交付額は、補助対象経費に補助率（2／3）を乗じた額と補助上限額のいずれか低い額とする。

補助対象者	補助率	補助上限額
補助金の要件に適合する水素運搬設備を整備・登録する事業者	補助対象経費の3分の2	1台あたり 2,000万円

〔別表2〕 補助金認定申請添付書類について

認定申請に必要な添付書類は、次のとおりとする。

- ① 申請日の前3か月以内に発行された登記事項証明書及び定款
- ② 貸借対照表、損益計算書等財務諸表（直近2事業年度分）
- ③ 水素運搬設備の導入に係る経費の見積書（金額が水素運搬設備以外のものも区分けせずに記載されている場合は、水素運搬設備の支払額がわかる内訳明細表を添付するものとする。）
- ④ 水素運搬設備における水素の運搬可能量等、導入する設備の概要が記載された資料（仕様書、図面等）
- ⑤ その他知事が必要と認める書類

〔別表3〕 補助金交付申請添付書類について

交付申請に必要な添付書類は、次のとおりとする。

- ① 水素運搬設備の写真（設備全体、車台番号がわかる写真を含めること）
 - ② 自動車検査証（写し）
 - ③ 代金支払証憑（写し）又は全額支払いの手続きが完了していることを証明する書類（写し）（注）
- （注）支払証憑（写し）又は全額支払いの手続きが完了していることを証明する書類（写し）とは、以下の書類をいう。
- ① 申請者自身が現金により支払いを完了した代金については、申請者宛ての請求書及び領収書。金額が水素運搬設備以外のものも区分けせずに記載されている場合は、水素運搬設備の支払額がわかる内訳明細表を添付するものとする。
 - ② ローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式を利用した場合は、当該支払方式を合意したことが明記されている、申請者が契約者となっている契約書等。

